

幼児教育・保育の 無償化についてのしおり



山県市役所（こども・健康課）
〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1
TEL (0581) 22-6839
FAX (0581) 22-2117
E-mail kodomo@city.gifu-yamagata.lg.jp

幼児教育の無償化について

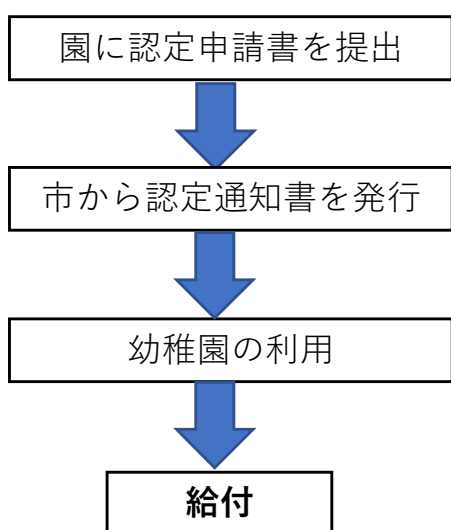
子ども・子育て支援法の改正により「幼児教育・保育の無償化」が始まりました。

これにより、私立幼稚園（新制度未移行）を利用する満3歳から5歳までのこどもの保育料（基本利用料）が月額25,700円まで無償化されます。

また、保育の必要性の認定を受けると、3歳児から5歳児および満3歳児のうち市民税非課税世帯のこどもの預かり保育料についても無償化の対象となります（月額上限あり）。

これらの無償化給付を受けるには、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の提出が必要となります。

◆ 無償化の給付までの手続きの流れ



認定申請は、幼稚園を通じて行います。
認定申請書を提出し、認定を受けないと、無償化の対象になりません。
認定申請書の不備や提出忘れには、十分ご注意ください。
入園を希望する月の前月の1日から15日（休日の場合翌営業日）までに申請が必要です。



◆ 認定区分について

(1) 施設等利用給付認定とは

こどもの保育の必要性の有無や年齢によって、次のとおり1号・2号・3号認定のいずれかの区分に認定され、区分によって無償となる範囲が決まります。

認定区分	対象となる子ども	無償化となる範囲
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども (2号・3号認定を除く子ども)	保育料（月額25,700円まで）
2号認定	4月1日時点の年齢が3歳以上で、保護者の就労や疾病等により <u>保育を必要とする</u> 小学校就学前の子ども	保育料（月額25,700円まで） 預かり保育料 （月額11,300円まで）
3号認定	市民税 <u>非課税世帯</u> の <u>満3歳児</u> ※であって、保護者の就労や疾病等により <u>保育を必要とする</u> 小学校就学前の子ども	保育料（月額25,700円まで） 預かり保育料 （月額16,300円まで）

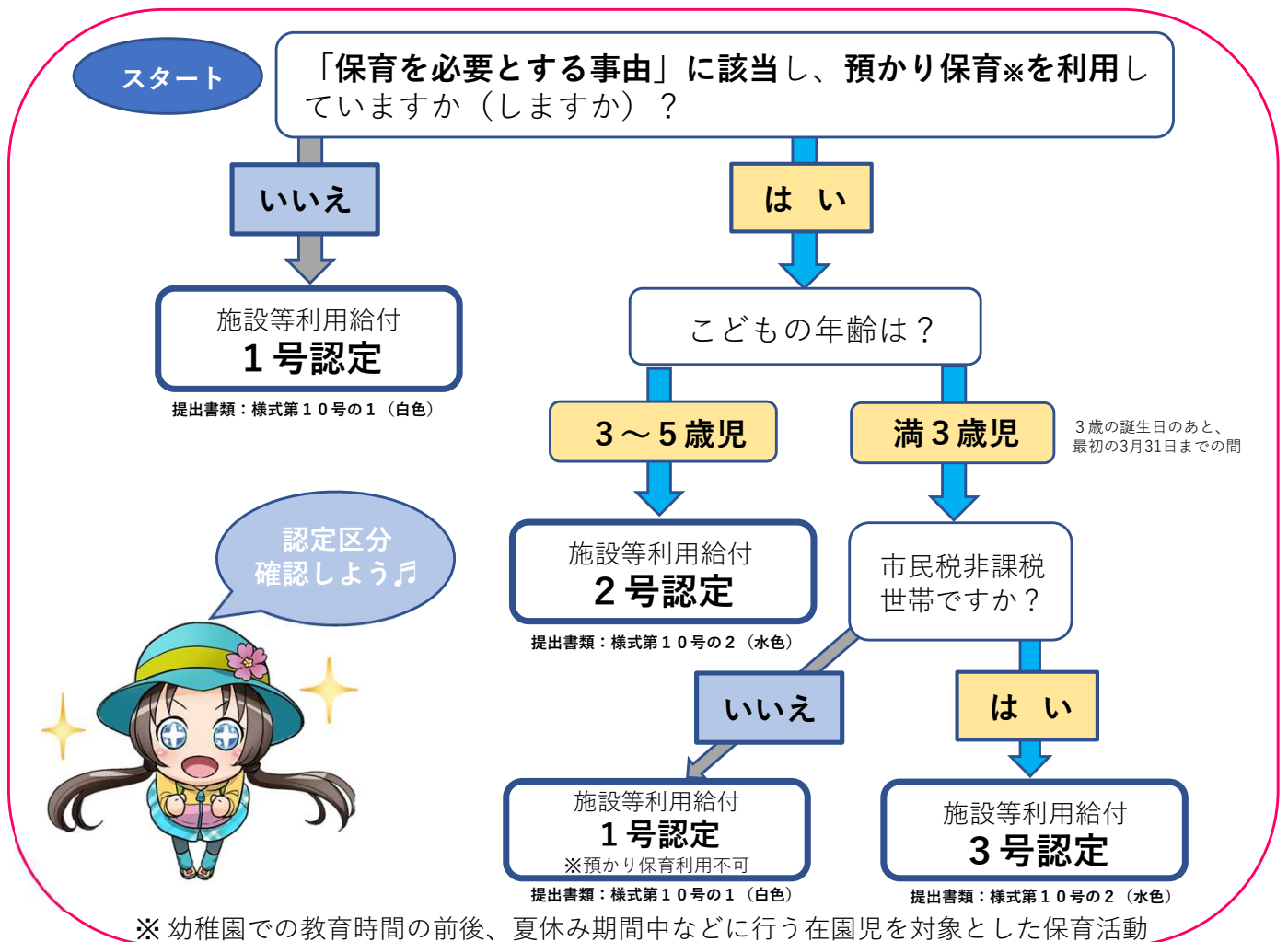
※ 満3歳児・・・3歳の誕生日のあと、最初の3月31日までの間にある子ども

(2) 「保育を必要とする事由」と「認定の有効期間」

2号・3号認定を受けるためには、保護者のそれぞれが、次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

また、保育を必要とする事由によって、認定の有効期間が異なります。

	保育を必要とする事由	認定の有効期間
1	1か月に64時間以上働いている（家事以外）	就労する期間
2	妊娠中または、出産後間がない	出産予定日前6週から、産後8週
3	疾病、負傷または、心身の障害のため保育ができない	治療に要する期間
4	同居の親族を常時介護または、看護している	介護に要する期間
5	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている	災害復旧に要する期間
6	求職活動を継続的に行っている	90日
7	就学または、職業訓練を受けている	就学、職業訓練期間



【注意】

認定の有効期間内に、保育を必要とする証明書類を提出せず認定有効期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、預かり保育にかかる「子育てのための施設等利用給付」（無償化）を受けることができなくなります。

◆認定の申請について

認定の申請は、認定区分に応じて次の書類を幼稚園に提出してください。

(1) 提出書類

認定区分	提出書類
1号認定	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第30条の4第1号） ・ <u>本人確認書類</u> ※1 申請書の色「 白色 」（様式第10号の1）
2号認定	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第30条の4第2号・第3号） ・ <u>本人確認書類</u> ※1 申請書の色「 水色 」（様式第10号の2）
3号認定	・保育の必要性を証明する書類 → 次の（2）で添付書類を確認ください。

※1 幼児教育・保育の無償化についての認定申請書には、申請児童および保護者のマイナンバーの記入が必要です。
マイナンバーが記載された書類は、法令の規定により、**本人確認書類の提示が必要となります**。
施設経由で申請書を提出する際には、**保護者のマイナンバー確認書類**（マイナンバーカード等）および、申請保護者の身分証明書類（運転免許証等）の**写しを必ず同封**してください。
（別添の「**提出書類チェックリスト**」を参照）

(2) 添付書類（2号認定・3号認定）

保護者それぞれの①および②の保育が必要な事由を確認できる書類が必要です。

	保育が必要な事由	保育の必要性を証明する書類
1	就労（家事以外） （月64時間以上）	会社等勤務 ①就労証明書（家庭状況証明書（就労用））に事業所の証明を受けたもの
		自営 ①就労証明書（家庭状況証明書（就労用））に証明をしたもの ②営業許可証、開業届、確定申告書等の写し
2	妊娠・出産	①家庭状況証明書（就労以外） ②母子健康手帳の写し（氏名と出産（予定）日が確認できるページ）
3	疾病・負傷・障害	疾病・負傷 ①家庭状況証明書（就労以外）※医師の証明が必要
		障害（手帳有り） ①家庭状況証明書（就労以外） ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	障害（手帳なし） ①家庭状況証明書（就労以外）※医師の証明が必要	
4	介護・看護	①家庭状況証明書（就労以外）※医師の証明が必要
5	災害復旧	①家庭状況証明書（就労以外） ②災害の内容がわかる証明書（罹災証明書等）
6	求職活動 ※2	①家庭状況証明書（就労以外） ②ハローワークなどの証明書
7	就学・職業訓練	①家庭状況証明書（就労以外） ②在学証明書（在学期間が確認できるもの）

※2 インターネットや情報誌等で求人情報を閲覧するのみでは、求職活動にあたりませんのでご注意ください。

◆認定区分の変更について

転職、退職、勤務時間の変更、その他の生活の状況に変更があった際には、必ずその都度、下の表にある書類を提出し、認定変更申請・届出をしてください。

主な変更の内容	提出書類
・住所の変更（市内外問わず） ・連絡先の変更 ・保護者、子の氏名の変更 ・保育が必要な事由の変更（就労→疾病、就労→介護）等	施設等利用給付認定変更届（様式第16号）
・保育が必要な事由がなくなった（退職、疾病の治癒等）	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（白色の申請書）（様式第10号の1）
・保育が必要な事由が生じた（就労、疾病、介護等）	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（水色の申請書）（様式第10号の2）

※ 変更内容により、変更事項を証する書類を添付する必要がありますので、速やかに市に連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。

市外への転出については、新住所地で新たに認定を受ける必要があります。転出先の担当窓口でお尋ねください。認定は、原則保護者の住所地で行います。

※ 年度途中の変更は、変更を希望する前月の1日から15日（休日の場合翌営業日）までに変更申請が必要です。例：6月1日から預かり保育を利用→5月1日から15日までに申込み

※ 各証明書の期間における月末までが認定終了の期間となります。ただし、在留期間がある場合は、在留期間の日までとなります。

◆現況確認（保育の必要性の継続確認）について

2号認定・3号認定を受けた場合、毎年、認定内容と事実とに相違がないか、「現況届」と「保育を必要とする事由」を証明する書類の提出が必要です。

認定内容の継続が確認できない場合（認定内容に変更が生じている、認定に必要な要件が欠けている等）は、**認定の取消しや認定の変更**等、必要な措置を講じます。

現況確認は、毎年2月から3月ごろに幼稚園を通じて案内します。

認定を受けたときと
家庭状況などが変化したときは、
その都度、手続きが必要だよ！！



◆無償化の対象となる費用の給付方法について

(1) 保育料・入園料

無償化の対象となる費用は、保育料及び入園料（入園年度のみ）です。

毎月の上限額は、1人につき25,700円で、市から幼稚園に支払います。

保護者の方は、次の計算による額を支払ってください。

幼稚園が設定する月額保育料 - 25,700円 = 幼稚園への支払額

(マイナスになる場合は0円)

- 例) ①保育料が月額25,000円の場合 → 保護者の負担額 0円
②保育料が月額30,000円の場合 → 保護者の負担額 4,300円
(差額分) を幼稚園に支払う。

※ ①の場合で、入園料を支払った年度は、月額25,700円を上限として、保育料と入園料を在籍月割した額の合計額が無償化の対象となります。

(2) 預かり保育料

保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児のこども（2号認定）が、幼稚園が実施する預かり保育を利用した場合、1日450円、月額上限11,300円まで無償化の対象となります。

満3歳児（3歳の誕生日を迎えたあと、最初の3月31日までの間にあるこども）のお子さんの場合は、保育の必要性の認定を受けていることに加え、市民税非課税世帯の場合（3号認定）に限り、1日450円、月額上限16,300円まで無償化の対象となります。

●預かり保育料に係る施設等利用給付を受けるためには、「施設等利用費請求書」の提出が必要です。

預かり保育を利用の際、利用料を幼稚園に支払った後、幼稚園が発行する預かり保育利用料の領収書等の証明書を添付して「施設等利用費請求書」を市へ提出していただきます。提出された請求書類を、市で審査をし、保護者の指定する口座へ振り込みます。請求書の提出時期は、原則、四半期ごとに幼稚園を通じて案内します。

預かり保育の利用月	手続き時期（予定）
4月から6月	7月上旬から中旬
7月から9月	10月上旬から中旬
10月から12月	1月上旬から中旬
1月から3月	3月下旬から4月上旬

※「2号認定」「3号認定」を受けたことにより、預かり保育の利用が保障されるものではありません。

※ 預かり保育とは、幼稚園の教育時間の前後、夏休み期間中などに在園児を対象とした保育活動のことをいいます。保護者の就労等の理由により利用することができます。各園により「預かり保育」の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接各園にお問い合わせください。

※「1号認定」のこどもが預かり保育を利用した場合は、全額保護者負担となります。

◆その他

通園バスや行事費、日用品、給食費などの実費として徴収されている費用は、**無償化の対象外**です。

なお、給食費のうち、**副食費（おかず・おやつ代）**相当分について、次に該当する**子どもを対象に国が定める補助額を上限に補助**します。

- ①**世帯年収360万円未満相当の世帯**（所得割課税額が77,101円未満）の子ども
※園児と生計を同じくしている世帯員の市民税所得割課税額の合計額で判定します。
※毎年6月に当該年度の市民税が確定されることから、4月から8月の利用分は前年度分
9月から3月分は当該年度の市民税所得割課税額で判定します。
※市民税所得割額は、税額決定通知書または、所得課税証明書の「税額控除前所得割額」欄で確認できます。

- ②**多子計算による第3子以降**の子ども

※小学校3年生修了前の最長子を第1子としてカウントします。

例1)

小学2年生 5歳児(年長) 3歳児(年少)



第1子



第2子



第3子

例2)

小学4年生 小学3年生 小学1年生 4歳児(年中)



対象外



第1子



第2子



第3子

●給付方法

幼稚園に給食費を支払った後、幼稚園が発行する領収書（副食費が分かるもの）を添付して提出、市で審査し、保護者の指定する口座へ振り込みます。

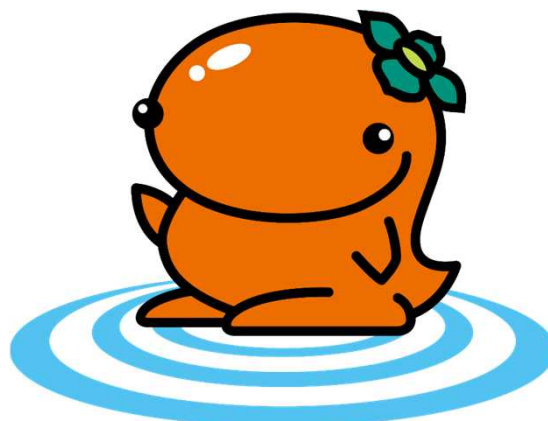
請求書の提出時期は、原則、半期ごとに幼稚園を通じて案内します。市で審査した後、保護者へ給付します。

※幼稚園からもらった領収書等は、大切に保管しておいてください。

※明らかに対象に該当しない場合は、申請不要です。



名山めぐりイメージキャラクター
山県さくら



山県市観光親善大使
ナッチャルくん